

【重要事項説明書】

ジャパン少額短期保険株式会社

交通事故傷害保険

(自転車あんしん保険「ちゃりぼ」)のご説明(契約概要)

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

交通事故傷害保険は、保険期間中に発生した交通事故等（*1）により、被保険者がケガ（*2）をした場合に保険金をお支払いします。

（*1）「交通事故等」とは以下のものをいいます。

- 運行中の交通乗用具（自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等）との衝突、接触等の交通事故
- 運行中の交通乗用具に搭乗している間の事故
- 乗客として駅の改札口を入れてから出までの駅構内における事故
- 道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石等の落下、火災または破裂・爆発等による事故
- 建物または交通乗用具の火災による事故 等

（*2）ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

2. 保険金をお支払いする主な場合

交通事故傷害保険の保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。(既に支払った特定重度障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。)
特定重度障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に特定重度障害状態になった場合。	特定重度障害保険金額の全額をお支払いします。(1保険期間中1回を限度とします。)
入院保険金 (*1)(*3)	平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入	入院の日数(実日数)(120日を限度とします。)に対して、1日につき入院

	院された場合。	保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、入院保険金が支払われる期間中に、さらに別のケガをされても、入院保険金を重複してお支払いしません。
通院保険金 (*2)(*3)	平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合。	通院の日数(実日数)(90日を限度とします。)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の期間に対しては、通院保険金をお支払いしません。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなかつた時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(*1) 当プランでは、入院担保特約が付加されております。

(*2) 通院担保特約を付加した場合に適用されます。

(*3) 入院保険金と通院保険金の支払は、合算して1保険期間中80万円を限度とします。

3. 保険金をお支払いしない主な場合

交通事故傷害保険の保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳細については約款にてご確認ください。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ。
②	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ。
③	被保険者による無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用している間の運転中に生じた事故によるケガ。
④	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ。
⑤	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガ。
⑥	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ。
⑦	戦争、内乱、暴動等によるケガ
⑧	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。
⑨	核燃料物質の有害な特性等によるケガ。
⑩	自動車等の乗用具による競技、試運転等を行っている間のケガ。
⑪	むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
⑫	職務または実習のために船舶に搭乗している間、航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間のケガ。
⑬	グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間のケガ。
⑭	職務として荷物等の積み込み作業、積み下ろし作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ。
⑮	職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ。
⑯	極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ。

4. 付加できる特約とその概要

交通事故傷害保険で付加できる特約は次の通りです。詳細については約款の特約条項をご参照ください。

特約の名称	概要
入院担保特約	入院保険金をお支払いします。当プランでは付加されております。
通院担保特約	通院保険金をお支払いします。

5. 保険期間

この保険の期間は1年間です。保険始期日の午前0時に始まり、保険始期日の1年後の同一日付の前日の24時に終わります。

保険料払込日と保険始期日が同一日の場合は、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金をお支払いしません。

6. お引受条件

(1) お客様は、弊社がおすすめする商品プラン一覧の中から、ご希望の商品プランをお選びください。性別や年齢による加入制限は特にございませぬ。

★ (2) 次の場合はお引受けできません。

①同一の被保険者が、弊社の他の交通事故傷害保険に既に参加している場合

②過去3年以内に、傷害保険の保険金を、3回または合計5万円以上受領したことがある場合。

③保険契約申込者が日本国内に在住していない場合。

★ (3) 保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。

★ (4) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

7. 保険料および保険料払込について

(1) 保険料は商品プランにより決定されます。実際にお客様に払い込みいただく保険料については、保険申込書（または保険申込画面）にてご確認ください。保険料の払込方法は次の通りです。

払込方法	払込手段		払込期日	支払保険料
一括払	コンビニ払込 銀行振込 クレジットカード払	一括払保険料	保険始期日	一括払保険料

★ (2) 保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

8. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には、満期返戻金及び契約者配当金はありません。

9. 解約および解約返戻金の有無について

ご契約を解約される場合は、弊社所定の書面にてお申し出ください。保険料払込方法が一括払の場合は、保険期間のうち未経過であった期間に対し、解約返戻金をお支払いします。

お客さまへのお願い:被保険者が保険契約者と異なる場合には必ずその旨をお申し出いただき、この書面の重要な事項を必ず被保険者にお伝えください。

交通事故傷害保険のご説明（注意喚起情報）

- ご契約に際してお客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願い申し上げます。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、必ず約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、代理店または弊社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

1. 被保険者について

★被保険者とは保険の対象となる方のことです。交通事故傷害保険の被保険者は保険申込書（または保険申込画面）被保険者氏名欄に記載の方となります。

2. 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を、被保険者の法定相続人以外の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。企業等がご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

3. 告知義務など

- ★（1）ご契約時に弊社に重要な事項を申出いただく義務（告知義務）があります。保険申込書の記載事項が事実と違っている場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただきますことがあります。
- ★（2）交通事故傷害保険のご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効とします。
 - ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合。
 - ②保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。
 - ③既に被保険者を同じくする弊社の他の交通事故傷害保険契約があるとき。この場合には、保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約を無効とします。

4. 通知義務

交通事故傷害保険には、通知義務はございません。

5. 保険期間の始期と終期

保険期間は、保険始期日の0時に始まり、保険終期日の24時に終わります。保険始期日は、保険契約申込書に記載された保険始期予定日と保険料払込日のいずれか遅いほうの日とし、保険終期日は、保

険始期日の1年後の同一の日付の前日とします。

保険料払込日と保険始期日が同一日の場合は、保険料の領収時刻より前に発生した事故による損害に対して、弊社は保険金をお支払いしません。

6. 特約の補償重複

★個人賠償責任保険の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

7. 免責事由等

- ★（1）「交通事故傷害保険のご説明（契約概要）」の「3. 保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ★（2）保険金の支払いが集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ★（3）保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険金額の減額を行うことがあります。

8. 保険料の払込猶予期間と契約の失効等について

- ★（1）交通事故傷害保険で、被保険者が死亡した場合または特定重度障害保険金を被保険者に支払った場合には、保険契約は失効します。
- ★（2）保険料の計算基礎が、予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額を行うことがあります。

9. 少額短期保険業者破綻時の取扱い

★万一弊社が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」による資金援助は行われません。また、保険業法で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はございません。弊社は、保険業法に基づいた少額短期保険業を運営しており、事業規模に応じた保証金の供託を行い、事業継続の不測の事態に備えています。

10. ご契約時およびご契約後にご注意いただきたいこと

- ★（1）弊社は少額短期保険業者のため、次の場合はお引き受け出来ません。
 - ①保険商品の保険期間が保険業法施行令で定める期間を超える場合。
 - ②保険商品の保険金額が保険業法施行令で定める金額を超える場合。
 - ③全ての保険商品の1被保険者あたりの保険金額の合計が1,000万円を超える場合。

- ★（２）保険証券は、ご契約後に弊社から郵送または電磁的方法でご契約者の皆様にご案内いたしますので、大切に保管してください。

1.1. 事故が起こったときの手続きについて

- （１）事故が発生した場合は、３０日以内に弊社までご連絡ください。
- ★（２）保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ①交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠。
 - ②住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠。
 - ③レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠。
 - ④領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠。
 - ⑤他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠。
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者または３親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち、弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、弊社までお問合せください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ★（４）保険金請求については時効（３年）がありますので、ご注意ください。

1.2. 契約の更新（契約の継続）

- （１）弊社は、この保険契約の満了する日の６０日前までに保険契約者宛に継続案内書を送付します。
- ★（２）弊社は、収支予測その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、次の①②を行う場合があります。この場合は、継続案内書で予め保険契約者へお知らせします。
- ①保険契約の継続時に、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあること。
 - ②当該商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合には継続を引受けないことがあること。

1.3. 個人情報のお取り扱いについて

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

（１）個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（２）お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③弊社が有する債権の回収 など

（３）お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）関係先に提供する場合 など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ (<http://www.japan-insurance.jp>) をご覧いただくか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】

ジャパン少額短期保険株式会社チャリぼサポートセンター 0120-819-939（通話料無料）

[受付時間 平日 10:00～19:00（土日祝日・年末年始を除く）]

1.4. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032

東京都中央区八丁堀3-12-8

電話番号：0120-82-1144

FAX番号：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

特定商取引法に基づく表記

会社名	ジャパン少額短期保険株式会社
業務内容	少額短期保険業 登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第5号
運営責任者	杉本尚士
本社	郵便番号 100-0004 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル 電話番号：03-3516-8555
問い合わせ先メールアドレス	info@japan-insurance.jp
販売価格	商品毎に表示。消費税や送料は不要。
商品代金以外の必要料金	なし

営業時間	月～金：9：00～18：00 インターネット申込は24時間受付
定休日	土日祝。インターネット申込は365日受付
ご注文方法	インターネット
商品代金のお支払い方法	ご本人名義のクレジットカード決済のみ (VISA、MASTER、JCB、AMEX) クレジットカードでのお支払いは、GMO ペイメントゲートウェイの決済代行サービスを使用しています。決済情報はSSLで暗号化され、安全制を確保しております。
商品のお渡し時期 (保険の開始日)	インターネット完結で保険商品へ加入できます。 保険証券は郵送またはインターネット画面にてご確認ください。
解約について	いつでも解約することができます。解約払戻金は弊社約款に基づきます。 詳しくは弊社までお問い合わせください。
保険契約できない場合	以下のいずれかに該当する場合は保険契約できません。 保険契約者ご本人名義以外のクレジットカード使用の場合 保険契約者が、既に弊社の保険に100件加入している場合 被保険者が、既に弊社の交通事故傷害保険または損害賠償責任保険に加入している場合